

## 多古町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地球温暖化の防止及び地域における再生可能エネルギーの導入促進を図るため、住宅用太陽光発電システム（以下「発電システム」という。）を設置する者に対し、予算の範囲内において、多古町補助金等交付規則（昭和39年多古町規則第1号）及びこの告示の定めるところにより、補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付の対象となる設備)

第2条 補助金の交付の対象となる発電システムは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 自ら居住する住宅の用に供するものであること。
- (2) 住宅用の低圧配電線（配電用変電所から電力を供給する配線のうち100ボルト又は200ボルトの電線をいう。）と逆潮流有り（住宅の屋根等に設置された太陽電池が発電した電力が当該住宅において消費する電力を上回った場合において、余った電力を電力会社へ供給することができる仕組みであるものをいう。）で連系するものであること。
- (3) 太陽電池の出力状況等により、起動及び停止等に関して全自動運転を行なうものであること。
- (4) 太陽電池モジュールが、次のいずれかの規格等に適合していること。
  - ア 日本工業規格に適合しているものであること。
  - イ 国際電気標準会議の規格に適合していること。
  - ウ 財団法人電気安全環境研究所の認証を受けているものであること。
  - エ 財団法人太陽光発電協会太陽光発電普及拡大センターに登録しているものであること。
- (5) 最大出力が10キロワット未満であること。
- (6) 未使用品であること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に住所を有すること。
- (2) 町税等を滞納していないこと。
- (3) 自ら居住または居住を予定している町内の住宅（併用住宅を含む。）に発電システムを設置すること。
- (4) 発電した電力について電力会社との間で電力受給契約を締結すること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、発電システムに係る太陽電池の最大出力（小数点以下第3位を四捨五入）に1キロワットあたり40,000円を乗じて得た額とし、140,000円を限度とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。

2 補助金は一の住宅に1回に限り交付する。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、発電システムの設置工事に着手する前に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 発電システムの設置に係る経費の内訳が記載された工事請負契約書等の写し
- (2) 発電システムの最大出力が確認できる書類の写し
- (3) 発電システムの設置予定図面
- (4) 発電システムの設置工事着工前の現況写真
- (5) その他町長が必要と認める書類

(交付等の決定)

第6条 町長は、前条の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し補助金交付の可否を決定するとともに、多古町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付(不交付)決定通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(変更の申請)

第 7 条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第 5 条の申請書に記載した事項を変更しようとするときは、速やかに多古町住宅用太陽光発電システム設置補助金変更申請書（別記第 3 号様式）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、申請された事項を承認又は不承認とするときは、多古町住宅用太陽光発電システム設置補助金変更承認（不承認）通知書（別記第 4 号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第 8 条 交付決定者は、発電システムの設置を中止しようとするときは、多古町住宅用太陽光設置補助金交付申請取下げ書（別記第 5 号様式）を速やかに町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第 9 条 交付決定者は、工事を完了した日から起算して 30 日以内又は当該年度の 3 月 15 日のいずれか早い日までに、多古町住宅用太陽光発電システム設置補助金実績報告書（別記第 6 号様式）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 発電システムの設置費に係る領収書の写し
- (2) 電力会社と締結した電力受給契約書の写し
- (3) 発電システムの設置状況が確認できる写真
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第 10 条 町長は、前条の報告書が提出されたときは、必要に応じ現地調査を行うなどその内容を審査し、適正と認めたときは補助金の額を確定し、多古町住宅用太陽光発電システム設置補助金確定通知書（別記第 7 号様式）により、当該報告書を提出した者に通知するものとする。

(交付の請求)

第 11 条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた者は、その通知を受けた日から起算して 30 日以内に、多古町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付請求書(別記第 8 号様式)を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第 12 条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) この告示に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、多古町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付決定取消通知書(別記第 9 号様式)により、その者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 13 条 町長は、前条第 1 項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に当該補助金を交付しているときは、その者に対し期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

(協力の義務)

第 14 条 この告示に基づき補助金の交付を受けて発電システムを設置した者は、町長から発電量等設置効果に関する資料の提供を求められたときは、これに協力しなければならない。

(委任)

第 15 条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。